

岩手県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成26年6月20日から同年7月17日まで関係書類を縦覧に供する。

平成26年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|------|----------------|-------|
| 霞沢地区 | 当該土地改良事業計画書の写し | 一関市役所 |